船舶事故調査報告書

令和８年９月９日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委　　員　伊　藤　裕　康（部会長）
委　　員　上　野　道　雄
委　　員　高　橋　明　子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和７年３月８日　０９時頃～９日　０８時２３分頃の間）
発生場所	不明（愛知県南知多町師崎漁港（片名）東方沖）
事故の概要	漁船第二忠栄丸の船長は、たこつぼ漁の操業中、落水して溺死した。
事故調査の経過	令和７年４月１０日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 Ｌ×Ｂ×Ｄ、船質 機関、出力、進水等	 漁船　第二忠栄丸、２．１トン ＡＣ３－３７９３９（漁船登録番号）、個人所有 ９．０２ｍ（Lr）×２．３３ｍ×０．６９ｍ、ＦＲＰ ディーゼル機関（船内機）、１２０kW（動力漁船登録票による）、平成７年５月１６日
乗組員等に関する情報	船長　６８歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日　昭和５０年８月１５日 免許証交付日　令和４年１１月４日 （令和１０年１０月１０日まで有効）
死傷者等	死亡　１人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気　曇り（３月８日）～晴れ（３月９日） 船長の発見場所の北西方約４．７㎞ にある南知多地域気象観測所における観測値は、次のとおりであった。

時刻	気温 (℃)	風向	平均風速 (m/s)
3月8日 08:00	4.3	西	0.9
09:00	5.4	北	1.5
10:00	5.8	北東	2.8
11:00	5.3	北東	2.9

	12:00	6.1	北北東	1.7
	14:00	8.4	東北東	2.0
	16:00	9.6	東南東	2.4
	18:00	8.0	西北西	2.1
	20:00	7.7	西	1.2
	22:00	7.1	西	1.9
	3月9日 00:00	6.7	北北西	3.6
	02:00	5.3	北西	2.9
	04:00	5.0	北西	3.7
	06:00	5.1	北西	5.5
	08:00	6.8	北北西	6.7

海象：海上　平穏

愛知県水産試験場の観測データによれば、三河湾の水温は、約８℃であった。

事故の経過	船長は、令和７年３月８日０８時頃に自宅を出発した。 僚船（以下「Ａ船」という。）の船長（以下「船長Ａ」という。）は、０９時頃、たこつぼ漁の操業場所である師崎漁港（片名）（以下「片名漁港」という。）東方沖で微速前進中の本船上に船長の姿を目撃した。 船長は、翌３月９日朝になっても帰宅せず、船長の家族が船長の所属する‘漁業協同組合’（以下「漁協」という。）に連絡し、０８時頃からＡ船を含む僚船によって船長の捜索が開始された。 船長Ａは、Ａ船で船長の親族と共に片名漁港を出航し、０８時０５分頃、片名漁港東方沖を無人の状態で漂流している本船を発見して、同親族は本船に移乗した。 船長Ａは、漁協担当者に連絡し、救援を求めるためにＡ船で片名漁港に戻った。 漁協担当者は、警察及び消防に無人の本船を発見したことを通報した。船長の家族は、０８時１４分頃に１１８番通報した。 船長の親族は、本船に移乗した際、‘左舷前部の揚収ローラーから船首方の海中に延びるたこつぼ漁の仕掛けのロープ’（以下「本索」という。）を確認した。その後、０８時２３分頃、本船の船首方２０ｍ付近の海面に、救命胴衣を着用してうつ伏せの状態で浮いている船長を発見して漁協担当者に連絡した。 （図１　参照）

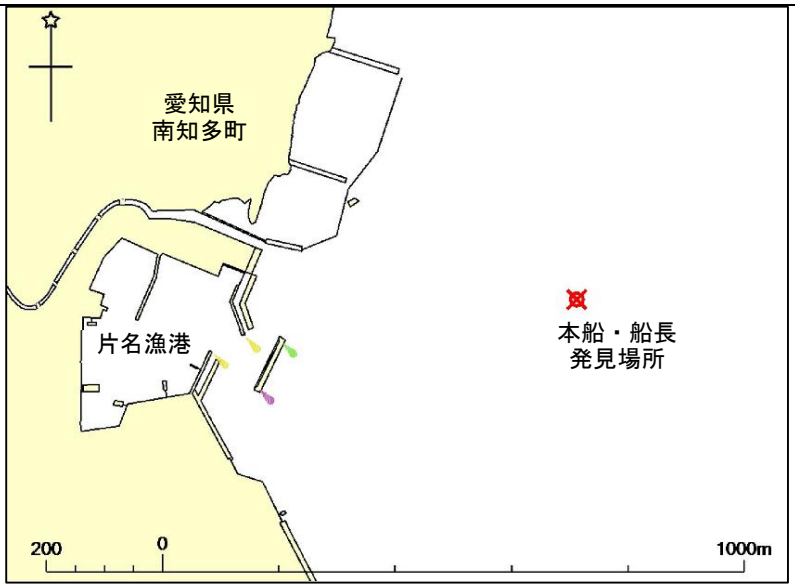

図１　事故発生場所概略図

船長の左手首には、本索から延びる枝縄が一回り絡んでいた。船長は、来援した別の僚船の乗船者によって同船に揚収され、片名漁港に搬送されて救急隊に引き継がれた。

船長は、搬送された病院で次のとおり検案された。

死亡推定時刻：３月８日１１時頃

直接死因：溺死（発症から死亡までの期間：短時間）

本船は、船長の親族が操船して片名漁港に帰航した。

その他の事項

(1)　船長の漁業経験、出漁の状況、健康状態等

船長の家族及び親族によれば、次のとおりであった。

①　約５０年以上の漁業経験があり、月に２０日程度操業していた。

②　健康状態に問題はなかった。

(2)　船長の操業状況

漁協所属のたこつぼ漁に従事する船長によれば、次のとおりであった。

①　本船のたこつぼ漁の仕掛けは、全長が約１５０ｍの本索に、プラスチック製の壺（つぼ）を、枝縄を使って約７．５ｍ間隔で約２０個結びつけたものを１組としていた。

②　片名漁港東方沖に１５～２０組を仕掛けていた。

(3)　本船の状況

①　発見時

船長の親族及び船長Ａによれば、次のとおりであった。

ａ　本船の主機は運転状態で操縦レバーが中立の位置となっていた。

ｂ　左舷前部の揚収ローラーは操作レバーが停止の位置とされ、本索とともに枝縄に結ばれた壺が同ローラーに巻き上げ

られていた。

c　本船の甲板上に数個の壺があり、魚倉内にたこが入っていた。

d　ＧＰＳプロッター及び魚群探知機の電源が入っていた。

e　船体に損傷はなかった。

②　現場調査時

揚収ローラーが設置された左舷前部の甲板上からブルワーク上端までの高さは約３０～３５㎝であった。（写真１、２参照）

写真１　本船

写真２　揚収ローラー付近の状況
（壺の揚収時の作業状況を再現）

(4)　船長の服装等

船長の親族及び船長Ａによれば、次のとおりであった。

①　発見時、フリース製長袖上着及び合羽ズボンを着用してお

	り、靴は履いていなかった。着用していた腰巻型の救命胴衣は浮体が膨張した後に萎(しぼ)んだ状態であった。 ② ふだんは本船に乗船する際に長靴を履いていた。 ③ 携帯電話は本船の操舵室に置かれていた。
分析	
乗組員等の関与	不明
船体・機関等の関与	不明
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	(1) 船長の直接死因は溺死で、発症から死亡までの期間は短時間であった。 (2) 船長は、次のことから、３月８日０９時頃から９日０８時２３分頃までの間に本船から落水して溺死したものと考えられる。 ① ８日０９時頃、片名漁港東方沖で微速前進中の本船上にいる姿を目撃された。 ② ９日０８時２３分頃、片名漁港東方沖で発見された本船の船首方の海面にうつ伏せの状態で発見された。 (3) 本船が発見された際、主機が運転状態で操縦レバーが中立の位置にあって本索が船首方に延びており、枝縄及び壺が揚収ローラーに巻き上げられて甲板上に数個の壺があり、魚倉内にたこが入っていたことから、船長は、本事故当時、たこつぼ漁の操業中であったものと考えられる。 (4) 本船の左舷前部の揚収ローラー付近にはブルワーク上端までの高さ約３０～３５㎝ の場所があり、乗船者が舷側付近で体勢を崩すなどした場合、落水するおそれがあったものと考えられる。しかしながら、目撃者がおらず、客観的情報も十分に得られなかったことから、船長が落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。 (5) (1)～(4)から、船長は、たこつぼ漁の壺の揚収作業中、本船から水温約８℃の海面に落水して溺水したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、片名漁港東方沖において、海上平穏の状況下、漂泊しながらたこつぼ漁の操業中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・乾舷の低い小型漁船に乗り組む船長は、船上での移動や作業などは姿勢を低くして行うこと。 ・小型漁船に１人で乗り組む船長は、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を常に携行し、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。